

～消費税の事業者免税点制度と簡易課税制度の改正のあらまし～

平成15年度税制改正により消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から施行されています。このうち事業者免税点制度と簡易課税制度の改正のポイントは、次のとおりです。

- 事業者免税点の引下げ（改正前3,000万円→改正後1,000万円）
 - ◇この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
 - ◇したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が生じます。
 - ◇また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば3月末決算法人の平成17年3月期(H16.4～17.3)は、基準期間である平成15年3月期(H14.4～15.3)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が生じます。
- 簡易課税制度の適用上限の引下げ（改正前2億円→改正後5,000万円）
 - ◇この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
 - ◇したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。
 - ◇また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば9月末決算法人の平成17年9月期(H16.10～17.9)は、基準期間である平成15年9月期(H14.10～15.9)の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。
- 総額表示（税込価格表示）の義務付け
 - ◇この改正は、平成16年4月1日からすべての課税事業者に適用されています。

詳しくは、東京国税局ホームページ (<http://www.tokyo.nta.go.jp>) をご覧いただくか、お近くの税務署または税務相談室にお尋ねください。

読者の声

―理解を広げることが大切―

私は鍼灸師として、この春から街の治療院に勤務しています。

来院される多くは高齢者の方で、腰や肩の不調を訴えられます。加齢に伴う身体機能の衰えも原因の一つだと思えますが、皆さんの話を伺ってみると、それ以外の原因で、体に不調をきたしている方が少なくないことが分かりました。

その原因とは、「介護」です。自身が高齢にも関わらず、家族の介護をしている人が多くいるのです。中には「この方が？」とびっくりする位、年齢の高い方もいます。

ある男性は、毎日のように来院され、「昨日も一晩中、ばあさんのオムツを取り替えていたから眠れなかった。目まいがして腰が痛いよ」とこぼして帰ります。他の方も、しんどい身体をおして介護するのは辛いと訴えられます。

介護保険制度も始まり、地域の中にたくさんサービスの生まれてきているのに、どうして利用されないのか。そう疑問に思った私

は、皆さんに聞いてみました。

すると、「制度の内容が理解できない」、「どこに相談すればいいのか分からない」など、情報が十分でないために、サービスの内容や利用方法がきちんと伝わっていないこと。また、「自分たちで何とかできるところまでは面倒を診たい」、「他人の世話になりたくない」など、家庭の問題は家族が担うものという慣習が、依然根強く残っていることが分かりました。

一見介護に対して十分なシステムが整ったかのように見える日本ですが、その目的やしくみを繰り返し発信して、地域の方々の理解を広げていかなければ、いくらサービスが増えても、その機能を発揮することはできないと思います。私たち医療・福祉に携わる者の、大きな課題の一つと感じます。

(ウメツユキオ)

▶投稿をお寄せください◀

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。分量は700字程度。匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2
FAX：045-312-6302
Mail：kikaku@jinsyakyo.or.jp
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと